

# 土砂災害警戒区域等の指定の告示に係る図書(その1)

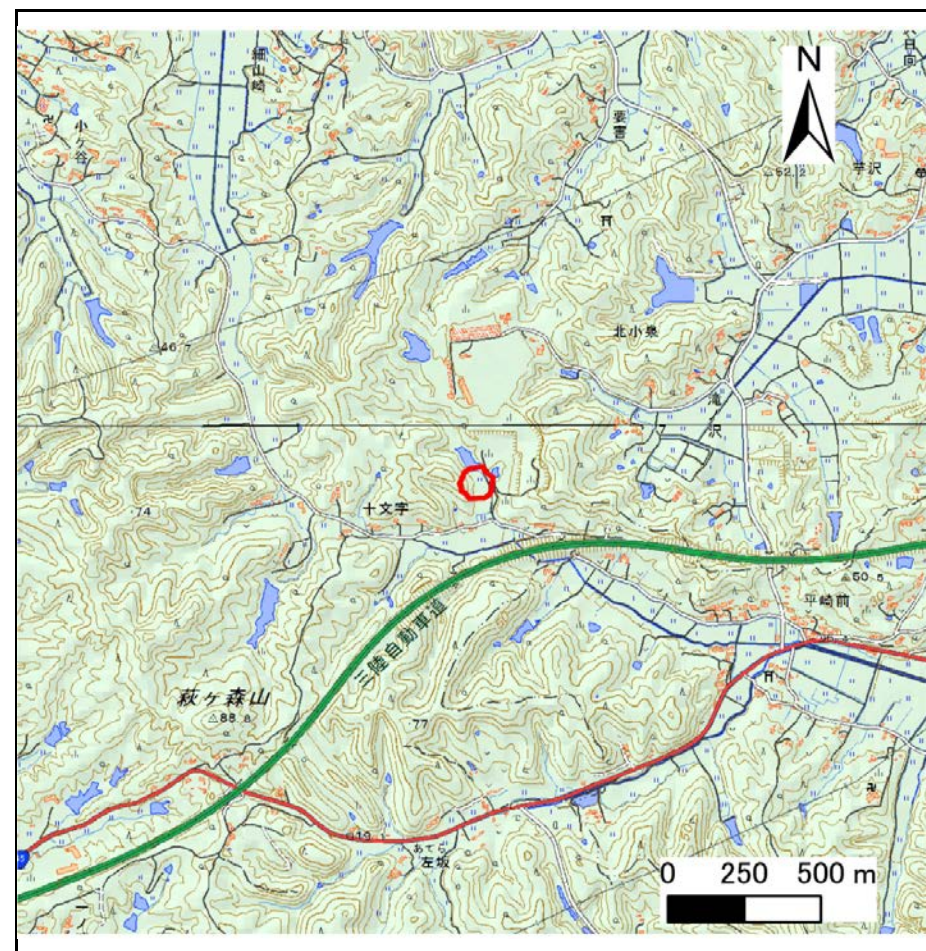
表紙 概況、位置図

告示番号	宮城県告示第243号
告示年月日	令和2年3月27日

自然現象の種類	急傾斜地の崩壊
箇所番号	Ⅲ-自-0300
箇所名	十文字の1
所在地	宮城郡松島町北小泉字十文字
調査機関	宮城県仙台土木事務所



位置図(S=1:200,000)



概況図(S=1:25,000)

「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図25000及び電子地形図20万を複製したものである。(承認番号 令元情複、第204号)」

## 土砂災害警戒区域等の指定の告示に係る図書(その2)

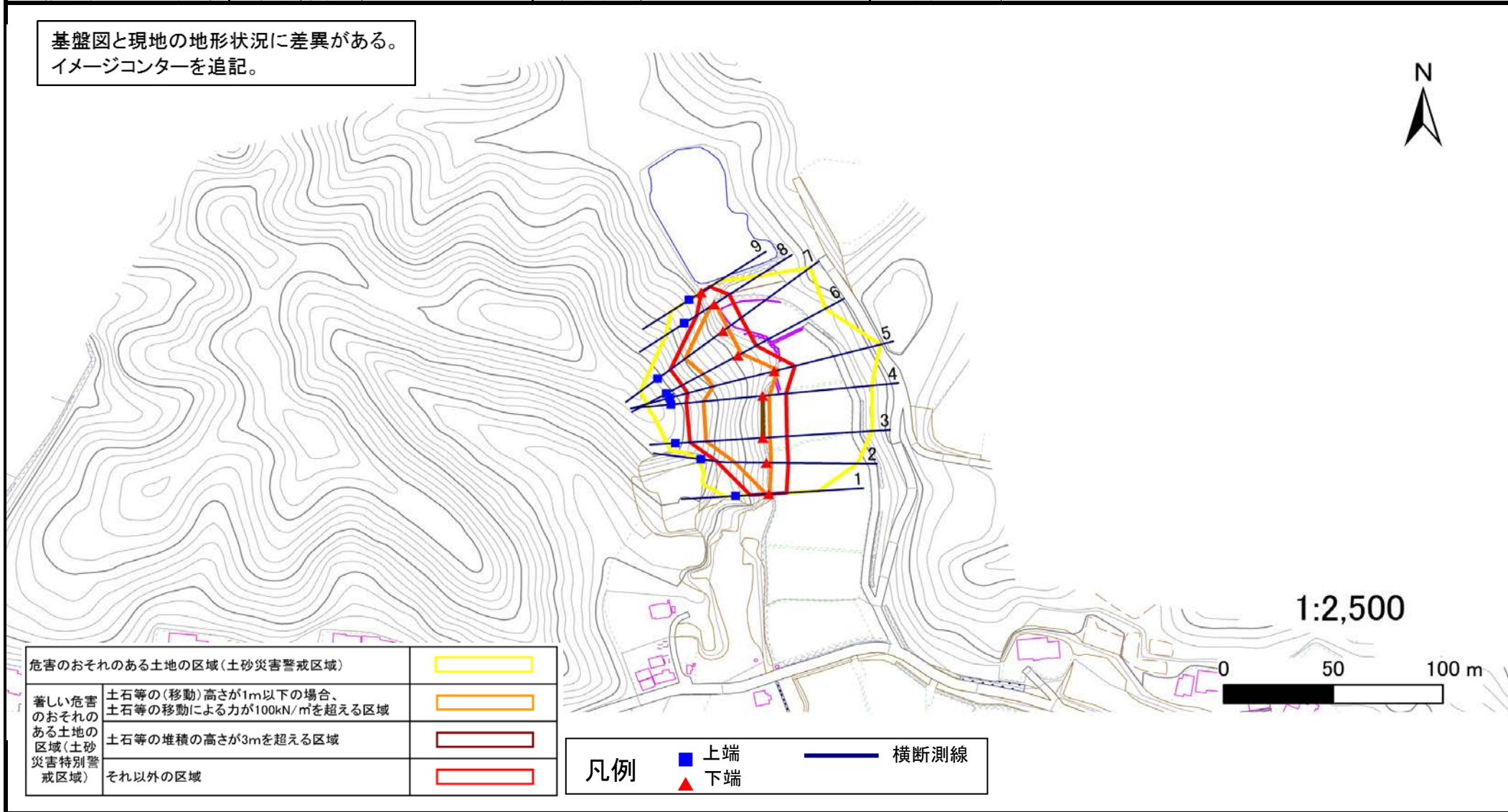
告示番号	宮城県告示第243号
告示年月日	令和2年3月27日

危害のおそれのある土地、著しい危害のおそれのある土地の設定図

調査年度 平成30年度

急傾斜地の位置	箇所番号	Ⅲ-自-0300	箇所名	十文字の1	所在地	宮城県松島町北小泉字十文字
---------	------	----------	-----	-------	-----	---------------

基盤図と現地の地形状況に差異がある。  
イメージコンターを追記。



危害のおそれのある土地の区域(土砂災害警戒区域)		
著しい危害のおそれのある土地の区域(土砂災害特別警戒区域)	土石等の(移動)高さが1m以下の場合、土石等の移動による力が100kN/m <sup>2</sup> を超える区域	
	土石等の堆積の高さが3mを超える区域	
それ以外の区域		

凡例	■ 上端 ▲ 下端	— 横断測線
----	--------------	--------

# 土砂災害警戒区域等の指定の告示に係る図書(その3)

告示番号	宮城県告示第243号
告示年月日	令和2年3月27日

建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項

急傾斜地の位置	箇所番号	III-自-0300	箇所名	十文字の1	所在地	宮城県松島町北小泉字十文字
---------	------	------------	-----	-------	-----	---------------

横断測線の区間	土石等の移動により建築物の地上部に作用すると想定される力				土石等の堆積により建築物の地上部に作用すると想定される力				横断測線の区間	土石等の移動により建築物の地上部に作用すると想定される力				土石等の堆積により建築物の地上部に作用すると想定される力			
	土石等の(移動)高さが1m以下の場合、土石等の移動による力が100kN/m <sup>2</sup> を超える区域		それ以外の区域		土石等の堆積の高さが3mを超える区域		それ以外の区域			土石等の(移動)高さが1m以下の場合、土石等の移動による力が100kN/m <sup>2</sup> を超える区域		それ以外の区域		土石等の堆積の高さが3mを超える区域		それ以外の区域	
	力の大きさのうち最大のもの(kN/m <sup>2</sup> )	土石等の高さ(m)	力の大きさのうち最大のもの(kN/m <sup>2</sup> )	土石等の高さ(m)	力の大きさのうち最大のもの(kN/m <sup>2</sup> )	土石等の高さ(m)	力の大きさのうち最大のもの(kN/m <sup>2</sup> )	土石等の高さ(m)		力の大きさのうち最大のもの(kN/m <sup>2</sup> )	土石等の高さ(m)	力の大きさのうち最大のもの(kN/m <sup>2</sup> )	土石等の高さ(m)	力の大きさのうち最大のもの(kN/m <sup>2</sup> )	土石等の高さ(m)	力の大きさのうち最大のもの(kN/m <sup>2</sup> )	土石等の高さ(m)
1 ~ 2	133.7	1.0	100.0	1.0	-	-	13.2	2.6	~								
2 ~ 3	151.0	1.0	100.0	1.0	15.9	3.2	15.2	3.0	~								
3 ~ 4	151.0	1.0	100.0	1.0	15.9	3.2	15.2	3.0	~								
4 ~ 5	147.9	1.0	100.0	1.0	15.5	3.1	15.2	3.0	~								
5 ~ 6	130.7	1.0	100.0	1.0	-	-	13.7	2.7	~								
6 ~ 7	140.7	1.0	100.0	1.0	-	-	14.5	2.9	~								
7 ~ 8	140.7	1.0	100.0	1.0	-	-	14.5	2.9	~								
8 ~ 9	107.7	1.0	100.0	1.0	-	-	11.0	2.2	~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								